

石川県警察遺失物取扱いに関する訓令

平成19年12月3日

石川県警察本部訓令第31号

改正	平成20年8月25日	警察本部訓令第14号
改正	平成22年1月25日	警察本部訓令第1号
改正	平成24年3月9日	警察本部訓令第4号
改正	平成29年3月23日	警察本部訓令第8号
改正	令和元年12月12日	警察本部訓令第10号
改正	令和6年1月31日	警察本部訓令第2号
改正	令和7年12月1日	警察本部訓令第28号

石川県警察遺失物取扱いに関する訓令を次のように定める。

石川県警察遺失物取扱いに関する訓令

石川県警察遺失物取扱いに関する訓令(平成元年石川県警察本部訓令第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)、遺失物法施行令(平成19年政令第21号。以下「令」という。)及び遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番(移動交番を含む。以下同じ。)及び駐在所
- (2) 警備派出所
- (3) 白山警察署鶴来庁舎、輪島警察署穴水庁舎及び珠洲警察署能登庁舎(以下「庁舎」という。)
- (4) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表第1の左欄に掲げるもの
(物件の提出を受ける窓口)

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出(以下「提出」という。)は、警察署又は交番等において受けるものとする。

(物件の提出又は届出を受けたときの措置)

第4条 提出又は警察署において法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに警察共通基盤システムを利用した遺失物等情報管理業務(以下「共通基盤遺失物システム」という。)に必要な事項を登録するものとする。

2 警察署又は交番等は、提出を受けた物件(以下「提出物件」という。)に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を共通基盤遺失物シ

システムに登録し、受理番号を自動的に取得して拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するものとする。ただし、交番等において、共通基盤遺失物システムに登録できない事情がある場合は、同項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会し、拾得物件控書及び拾得物件預り書を手書きで作成しなければならない。

- 3 交番等において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記様式第1号）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取り票を作成して、これを提出者に交付するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項ただし書きの規定による報告及び照会は、官庁執務時間中にあるは警察署会計官又は会計課長に、それ以外の時間にあるは警察署の当直主任に対して行うものとする。
- 6 交番等においては、提出物件を拾得物件控書とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
- 7 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 交番、警備派出所及び庁舎
勤務員の交替時に送付すること。ただし、移動交番にあるは受理当日中とする。
 - (2) 駐在所
3日以内に送付すること。
 - (3) 別表第1の左欄に掲げる施設
別表第1の右欄に定める方法により送付すること。
- 8 交番等は、前2項の規定にかかわらず、高額な物件等（令第6条に規定するもの及び別に定める特に貴重な物件をいう。）、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を拾得物件控書とともに、警察署に送付するものとする。

（特異な提出物件の報告）

第5条 警察署長は、前条に定める物件のうち、社会的反響が多大と認められるなどの特異な物件の提出を受けたときは、警察本部長に報告するものとする。

第6条 削除

(施設において拾得された物件の取扱い)

第7条 施設において物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を、同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

3 警察署長は、施設占有者からの提出物件の拾得者が当該施設占有者以外の者の場合、当該拾得者に対し、規則第18条第5項に規定する拾得物件預り書に記載する事項を拾得物件提出受理通知(別記様式第2号)により通知するものとする。

(拾得物件一覧簿等の作成)

第8条 拾得物件一覧簿(規則第4条第1項の書面又は電磁的記録をいう。)の作成は、警察署又は交番等において提出物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。

2 特例施設占有者拾得物件一覧簿(規則第4条第2項の書面又は電磁的記録をいう。)の作成は、警察署において、法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。

(遺失届を受理する窓口)

第9条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

2 遺失者が遺失届をオンラインで行った場合は、遺失者が登録等を行った電磁的記録を警察署において受理するものとする。

(遺失届を受理したときの措置)

第10条 遺失届を受理したときは、速やかに共通基盤遺失物システムに必要な事項を登録するものとする。

2 警察署又は交番等は、受理した遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を共通基盤遺失物システムに登録し、受理番号を自動的に取得して遺失届出書を作成するものとする。ただし、交番等において、共通基盤遺失物システムに登録できない事情がある場合は、同項同号に掲げる必要な事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会し、遺失届出書を手書きで作成しなければならない。

3 第4条第5項の規定は、前項ただし書きの規定による報告及び照会について準用する。

4 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。

5 第4条第7項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(遺失届一覧簿の作成)

第11条 遺失届一覧簿（規則第5条第2項の書面又は電磁的記録をいう。）の作成は、警察署又は交番等において遺失届出書を作成するときに行うものとする。

（特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置）

第12条 警察署長は、逸走の家畜、爆発物、銃砲刀剣類、火薬類その他の物件であつて早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、交番等への手配、警察本部通信指令室に対する手配の依頼及び地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

2 警察署長は、前項の措置をとった場合は、警察本部長に報告するものとする。

（遺失届一覧簿の確認等）

第13条 規則第6条第1項の規定による確認は、警察署又は交番等において提出物件に係る拾得物件一覧簿若しくは、特例施設占有者保管物件一覧簿の作成をするときに行うものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

（提出物件等の他の警察本部長への通報等）

第14条 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報及び規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、共通基盤遺失物システムにより行うものとする。

2 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

（拾得物件一覧簿の確認等）

第15条 規則第7条第1項の規定による確認は、警察署又は交番等において受理をした遺失届に係る遺失届一覧簿の作成をするときに行うものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

（遺失届の他の警察本部長への通報等）

第16条 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、共通基盤遺失物システムにより行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、

他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。）に提出又は法17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

（拾得物件のインターネットによる公表）

第17条 法第8条第2項に規定する公表は、警察庁の遺失物法関係ウェブサイトを利用して行うものとする。

（警察署における提出物件の保管）

第18条 警察署長は、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、次の各号の定めるところによるほか、確実に施錠ができる錠を備えた保管庫等への保管その他の必要な措置をとるものとする。

- (1) 現金及び法第9条第4項に規定する売却代金の残額は、石川県指定金融機関の決済用普通預金（以下「預金」という。）に預託すること。ただし、必要に応じて現金を手許保管することができる。
- (2) 手許保管する現金（以下「手許保管金」という。）については、特別な理由がない限り別表第2に規定する手許保管可能額を超えないこととし、錠を備えた専用保管庫に保管すること。
- (3) 物品は、遺失物保管票（別記様式第3号）を付して整理し、亡失等ないように適切に管理すること。
- (4) 有価証券その他規則第11条第2号から第6号に掲げるものに該当する物件、その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、他の種類の物件と区別して管理すること。
- (5) 当せん金付証票券、有価証券等で払戻期間又は引換期間の経過等により価値の消滅するものは、その保全に必要な措置をとること。

（交番等における提出物件の保管）

第19条 交番等において提出を受けた後、第4条第6項の規定による送付を行うまでの間、物件の紛失、滅失、毀損等の防止を図り、提出物件を確実に施錠できる錠を備えた保管設備に保管し、保管設備で保管できない自転車等については、鎖でつなぎ施錠その他の確実な方法で保管するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提出物件が、交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。

（提出物件の保管委託）

第20条 警察署長は、提出物件の中で著しく運搬が困難な物件や滅失、毀損のおそれがあるなど、警察署の施設で保管が困難であると認めたものは、その保管に適する施設を有する者に保管を委託することができる。

（提出物件の処分）

第21条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9

条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

- 2 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（別記様式第4号）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第22条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、遺失物確認通知書（別記様式第5号の1～4）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件返還通知書（別記様式第6号の1～3）により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には権利取得通知書（別記様式第7号）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（別記様式第8号）により、それぞれ行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 7 第5項の物件の所有権を取得する権利を有する者への通知は、規則第18条第5項に規定する内容を記載した拾得物件預り書又は拾得物件提出受理通知を交付することにより、通知に代えることができる。

（本部施設における取扱い）

第23条 第2条第4号の施設における物件の取扱いは、別表第1の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に定める警察署長の指揮を受けて行うものとする。

(保管金の返還及び交付方法)

第24条 警察署長は、拾得金を遺失者に返還し、又は拾得者に交付するときは、現金により行うものとする。

(拾得物件預り書の再交付)

第25条 警察署長は、拾得者が亡失又は毀損等の理由により、拾得物件預り書の再交付を申し出た場合において、事情を調査の上、必要があると認めたときは再交付を行うことができる。

(帰属物件の取扱い)

第26条 警察署長は、5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日現在で保管満期となっている提出物件（規則第24条に規定する物件を除く。）について調査し、それぞれの翌月10日までに、物品にあつては県帰属拾得物品送付書（拾得物品引継書）（別記様式第9号）に現品を添えて麻長たる警察署長に受領書（別記様式第10号）と引換えに引き渡し、保管金にあつては県帰属拾得金通知書（別記様式第11号）を麻長たる警察署長に送付した上、納入通知書により納付するものとする。

2 警察署長は、規則第24条に規定する引渡しをするときは、帰属調書（国庫）（別記様式第12号）を作成するとともに、国帰属拾得物件引渡書（別記様式第13号）により警察本部長を経由して速やかに国の行政機関等に送付するものとする。

(埋蔵物)

第27条 警察署長は、埋蔵物の発見届出を受けた場合は、提出物件に準じた取扱いを行うものとし、当該物件が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条の規定による文化財と認められるときは、同法第101条に基づき直ちに埋蔵文化財提出書（別記様式第14号）を添えて石川県教育委員会又は金沢市教育委員会に提出しなければならない。ただし、所有者が判明している場合は、この限りでない。

2 警察署長は、前項の手続を行った後、所有者が判明し物件の返還請求があったときは、石川県教育委員会又は金沢市教育委員会に返還を求め、所有者に引き渡さなければならない。

3 警察署長は、石川県教育委員会又は金沢市教育委員会の鑑査の結果、当該物件を文化財でないと認め、差し戻されたときは、その旨拾得物件控書の備考欄に記載し、保管しなければならない。

(提出物件が押収されたときの取扱い)

第28条 警察署長は、提出された物件が押収された場合には、拾得者へ押収された場合の物件の取扱い等を説明し、押収された状況や還付を受けた状況等を拾得物件控書の備考欄に記載して経緯を明らかにしておかなければならない。

(引継ぎ)

第29条 警察署長が交替したときは、前任者は発令の日の前日に作成した事務引

継書（別記様式第15号）を発令日をもって後任者とともに現物及び預金通帳と照合の上、記名して引き継ぐものとする。

（検査）

第30条 警察本部長は、検査員を指定し、毎会計年度に1回、提出物件の遺失物の取扱い及び出納について検査を行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは随時検査を行うものとする。

2 警察署長は、前項の規定により検査を受けるときは、拾得物件出納計算書（別記様式第16号）に預金通帳を添え、検査員に提出しなければならない。

3 検査員は、検査終了後速やかに遺失物取扱及び出納検査報告書（別記様式第17号）に拾得物件出納計算書を添えて、警察本部長に提出しなければならない。

（取扱状況の確認）

第31条 遺失物及び拾得物の取扱状況については、共通基盤遺失物システムにより確認するものとする。

（帳簿）

第32条 警察署長は、共通基盤遺失物システムで管理されている保管金・保管物品出納簿（別記様式第18号）により提出物件の出納を明らかにしておかなければならない。

（月計照合確認）

第33条 警察署長は、毎月末現在をもって、共通基盤遺失物システムで出力した前条の出納簿並びに手許保管金及び預金通帳並びに保管物品との照合をし確認を行わなければならない。

第34条 削除

（会計年度）

第35条 この訓令による会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

（事故の発生報告）

第36条 警察署長は、提出物件について亡失、毀損等の事故が発生したときは、速やかに警察本部長に報告するものとする。

（補則）

第37条 共通基盤遺失物システムの運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に改正前の石川県警察遺失物取扱いに関する訓令の規定に基づいて取り扱われた遺失物及び拾得物については、なお従前の例による。

附 則（平成20年8月25日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成22年1月25日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成22年1月25日から施行する。

附 則（平成24年3月9日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和6年1月31日警察本部訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により作成されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式とみなす。

3 旧様式による書類で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年12月1日警察本部訓令第28号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の訓令に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1

施設	引継ぎの方法
警察本部	速やかに金沢西警察署に送付すること。
鉄道警察隊	速やかに金沢東警察署に送付すること。
運転免許センター（運転免許課）	速やかに金沢東警察署に送付すること。
高速道路交通警察隊	速やかに金沢西警察署に送付すること。
交通機動隊	速やかに白山警察署に送付すること。
交通機動隊羽咋分駐隊	速やかに羽咋警察署に送付すること。

別表第2

警察署名	手許保管可能額
金沢中警察署及び金沢東警察署	400,000円
金沢西警察署及び白山警察署	300,000円
その他の警察署	200,000円

（別記様式省略）